#### (書式5)

#### **RIKEN BRC**

生 物 遺 伝 資 源 提 供 同 意 書

**（第一種：非営利機関による非営利学術研究のための使用）**

国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター（以下「理研ＢＲＣ」という。）と

（以下「利用者」という。）は、理研ＢＲＣが利用者にリソースB6;129S4-ERas<tm1Yam>（理研ＢＲＣ実験動物開発室固有記号 NoRBRC01966として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。）を提供するにあたり、次の事項に同意する。

１．　 理研ＢＲＣは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。

２． ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。

 　　課題名：

②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に理研ＢＲＣに連絡する。

３．　 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。

４．　 利用者は、本件リソースの利用に当たって理研ＢＲＣカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。

1. 利用者は、非営利の学術研究機関に所属しているものとする。
2. 利用者は、本件リソース及び本件リソースから発生するその子孫、及び無修飾な派生物（但し、以下（ア）（イ）以外のもの）の所有権が京都大学に属することを確認する。
	1. 改変体
	2. 本件リソースを使用して利用者によって作り出された、改変体以外の物質であって、子孫又は無修飾な派生物ではないもの。
3. 利用者は、本件リソースを理研ＢＲＣの生物遺伝資源提供同意書に記載された学術研究課題（以下、「当該研究課題」という）以外に利用してはならない。
4. 利用者は、本件リソースを利用して当該研究課題を実施する際、第三者との共同で行う場合には、京都大学から事前に書面による承諾を得るものとする。
5. 利用者は、本件リソースを自ら取り扱うほか、自らの指導下にある者（本研究者の研究室に所属する教職員、研究員、実験補助者、大学院生、及び学生等）にのみ利用者が所属する機関内で取り扱わせることができるものとし、その他の第三者(利用者が所属する機関が、外部機関より受け入れた者を含む)への分配・譲渡、およびその者に取り扱わせることはできない。
6. 利用者は、本件リソースを使用して得た研究成果を文書又は電子データで公表する場合、その写しを京都大学に送付する。
　　　　　　京都大学連絡先：
　　　　　　国立大学法人京都大学
　　　　　　iPS細胞研究所
　　　　　　研究戦略本部　契約管理室
　　　　　　E-mail: cira-keiyaku@cira.kyoto-u.ac.jp
　　　　　　FAX: 075-366-7024
　　　　　　ホームページ： <http://www.cira.kyoto-uac.jp/j/index.html>
7. 本件リソースの提供に伴い、京都大学のいかなる特許、特許出願、営業秘密その他の財産権について、ライセンス又はその他の権利を、利用者に与えるものではない。また、京都大学が有するいかなる特許についての商業目的での使用について、ライセンス又はその他の権利は一切付与されるものではないことを認識している。
8. 本同意書に基づき利用者が本件リソースの使用のもとに得た知的財産権につき、利用者は京都大学による当該知的財産権の学術研究目的での使用を許諾し、当該知的財産権を行使しない。
9. 利用者は、本件リソースについて、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」によって認められる範囲内での研究環境、実験条件下で取り扱うものとする。
10. 京都大学は利用者に対し、本件リソース及び本件リソースから派生したいかなるものの効果、非毒性、安全性、使用の適性、知的財産権の非侵害その他本件リソースの提供、輸送、保管、使用、若しくは廃棄にかかる一切の事項について、何ら保証を行なわないことを確認する。万が一、その提供又は使用を通じて利用者に何らかの損害が発生した場合であっても、京都大学はその責任を負担せず、利用者自ら解決する。
11. 利用者は、研究成果の公表にあたって、寄託者の指定する次の文献を引用する。

 Nature. 2003 May 29;423(6939):541-5.

1. 利用者は、理研ＢＲＣが、その提供の事実（提供先機関名、研究責任者名、利用課題名および提供日）を、寄託者に報告することに同意する。

５．　 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際はMaterials and Methods等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、理研ＢＲＣから提供されたことを明示する。〔英文例：○○○○(リソース名) was provided by the RIKEN BRC through the National Bio-Resource Project of the MEXT, Japan.〕また、利用者はその発表の情報を理研ＢＲＣへ送付する。また、理研ＢＲＣは、利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に理研ＢＲＣの求めに対して回答することとする。

６．　利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担する。

７．　 本件リソースは、利用者と2項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。

８．　 理研ＢＲＣは、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。

９. 　 利用者は、本件リソースがそのままのもの[as is]として提供されるものであり、欠点及び危険な特性、不具合等を有している可能性があること、また特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。理研BRC及び寄託者は、本件リソースの特性及び特定目的に対する適合性及び本件リソースの利用過程における潜在的な第三者の特許権、著作権、商標権、もしくはその他の権利侵害等について一切保証しない。

10．　利用者は、本同意書の2. ①の実施における本件リソースの利用、保存、処分等によって生じるいかなる損害及び第三者からの損害賠償等の請求等について、全ての責任を負い、理研BRCは一切責任を負わない。利用者は2．①の実施及びその結果に関わる法的責任について理研BRCとその全ての職員及び寄託者の法的責任を免除することを保証する。ただし、理研ＢＲＣの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。

11．　利用者は、本件リソースの利用にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件等で取り扱わなければならない。理研ＢＲＣは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。

12．　本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。

13． 利用者が本同意書に違反したとき、理研ＢＲＣは、利用者による本件リソース及び理研ＢＲＣの他のリソース利用を停止することができる。

14．　本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書２通を作成し、理研ＢＲＣ、利用者それぞれ１通を所持する。

西暦　　　　　　　年　　　　月　　　　日

理研ＢＲＣ

機　関　名：国立研究開発法人理化学研究所

 バイオリソース研究センター

所　在　地：〒305-0074

　茨城県つくば市高野台3-1-1

機　関　長：センター長

城石　俊彦 印

利用者

機　関　名：

所　在　地：〒

担当者： 印

研究責任者： 印

機関長： 印